基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年三月三十一日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年四月一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年三月十六日

東京都豊島区南池袋一丁目一六番一五号
株式会社ビジネスパートナー
代表取締役　望月　剛二

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年三月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上に記載または記録された株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割り当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十二年三月十六日

長野県上田市古里一一五
株式会社シーティーエス
代表取締役社長　横島　泰蔵

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年三月三十一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年六月下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年三月十六日

熊本県熊本市画図町重富六〇〇番地
熊本バス株式会社
代表取締役　北村　博治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年三月十六日

東京都渋谷区上原一丁目一八番一三―一〇四号
株式会社大久保
代表取締役　大久保洋一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である丸山小百合が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年三月十六日

兵庫県明石市朝霧台三七七六番地の一二
Maruyama Medical Aviation and Electronics Consulting Ltd.
日本における代表者　丸山小百合

限定承認公告

本籍名古屋市北区萩野通一丁目三五番地二、住民票上の住所名古屋市北区萩野通一丁目三五番地の二、最後の住所名古屋市中区大須二丁目二七番三四号サンシャイン大須六一一

被相続人　亡　田邊　重徳

右被相続人は平成二十一年九月一日死亡し、その相続人は平成二十二年三月三日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十六日

愛知県小牧市大字間々原新田一八九三番地一
相続財産管理人　澤平　陽子
名古屋市中区栄一丁目七番三三号サカエセンタービル五階
右代理人　弁護士　山岸　赳夫

限定承認公告

愛知県海部郡甚目寺町大字新居屋字山一九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　寺野　兼光

右被相続人は平成二十一年十二月八日死亡し、その相続人は平成二十二年三月三日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十六日

愛知県海部郡甚目寺町大字新居屋字山一九番地
相続財産管理人　寺野　清子

限定承認公告

本籍山口県岩国市錦町広瀬三〇六番地―二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　横江　勉

右被相続人は平成二十一年十一月二十四日死亡し、その相続人は平成二十二年三月三日山口家庭裁判所岩国支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十六日

千葉県柏市豊四季台一丁目一番地一九号棟五〇六号室　相続財産管理人　横江　厚士

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年三月三十一日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

特定社債の発行等により生じた金銭を、資産流動化計画に係る業務の終了前に優先出資の払戻しとして優先出資者に交付するため。

二、優先資本金の額の減少をする要件

ある事業年度（以下「配当不足事業年度」という。）に係る配当可能利益が、A号優先出資普通配当枠の満額の配当を行うのに不足（以下、かかる配当の不足額を「配当不足額」という。）すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

配当不足事業年度に係る定時社員総会の終結後に遅滞なく行う。

四、優先資本金の減少の額

金七十五万円

五、消却する優先出資の種類及び口数

A号優先出資、十五口

六、消却の方法

買入消却とする。すなわち、取締役が決定する優先資本金の減少額を、買入を希望するA号優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で買入消却する。

七、消却に要する金額

金七十五万円

八、減少の対象となる優先出資の種類

A号優先出資

平成二十二年三月十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
ライズ・プロパティ特定目的会社
取締役　鄭　武壽

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十二年三月一日（号外第四十号）公布内閣府令第三号（前払式支払手段に関する内閣府令）の一部を改正する内閣府令（印刷誤り）				
四四ページ	下	別紙様式第三〇号中		
「代表者の氏名			印	」は「印」の誤り。
（法人にあっては、代表者の役職氏名）				
「氏名			印	」の誤り。
（法人等にあっては、代表者の役職氏名）				
同日（同号外）公布内閣府令第八号（資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令）の一部を改正する府令（印刷誤り）				
七八	下	終りから二〇行		頭を一字上げる。
平成二十一年十二月二十五日（号外第二百七十三号）公布法務省令第四十九号（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令）の一部を改正する省令（原稿誤り）				
六〇ページ及び一〇一ページ様式欄中			「　　」	「　　」は「　　」の誤り。
			携行時期	携行時期

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十六日付第五三号九六ページ●同日付政府調達第五〇号一二ページ●二十一年十月二十八日付（第一七三回）衆会第二号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）